

令和2年7月16日  
関東管区行政評価局

## 「災害時における情報通信の確保に関する調査 －市町村防災行政無線を中心として－」を開始

関東管区行政評価局は、地域の住民生活に密着した行政上の問題や課題を取り上げ、行政運営の改善を図るため、独自企画の調査（地域計画）を実施しています。

令和2年7月から、関東管区行政評価局及び東京行政評価事務所が共同で、標記の調査を開始します。

この調査は、昨年の台風被害等を踏まえて、災害時の重要な情報伝達手段である市町村防災行政無線設備の現状と国による支援の状況等の実態を把握するものです。



<本件照会先>

総務省 関東管区行政評価局

第5評価監視官 細矢

(電話) 048-600-2331

(FAX) 048-600-2338

本報道資料は、関東管区行政評価局ホームページに掲載しています。

<http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto.html>

# 災害時における情報通信の確保に関する調査－市町村防災行政無線を中心として－

## 調査の背景・ねらい

- 国、地方公共団体等は、国民の生命、身体、財産を災害から保護するため、災害対策基本法等に基づき、災害対策を推進
- 中央防災会議が策定する防災基本計画（令和2年5月）では、国、地方公共団体等は、災害時の重要通信確保に関する対策の推進を図るものと規定  
⇒国・地方公共団体等を結ぶ無線通信ネットワークの整備が進められ、現在、市区町村では、防災行政無線が重要な役割

- 国は、地方公共団体が防災・減災対策に取り組めるよう、「緊急防災・減災事業債」の活用を支援
- 近年の豪雨災害等を踏まえて、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）により、国・地方一体となり緊急対策を実施

- 令和元年房総半島台風・東日本台風では、停電の長期化により、防災行政無線の非常用電源が切れ、設備が使えなかったなどの事例が発生
- 今回の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、災害時の避難方法も従前のやり方から見直されてきており、きめ細かい情報発信とそれを支えるインフラの整備が重要に
- 災害時の市区町村から住民等への情報伝達手段を確保するため、防災行政無線設備の整備状況、災害時における国による支援の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

## 主な調査項目

- 1 市町村防災行政無線（同報系）※の整備状況
- 2 総合通信局による支援の状況

## 主な調査対象

（調査対象）関東総合通信局  
（関連調査）市区町村等

## 調査実施期間

令和2年7月  
～8月（予定）

## 調査担当局所

関東管区行政評価局  
東京行政評価事務所

※防災行政無線には同報系・移動系・テレメーター系の3系統があり、同報系は屋外拡声器・戸別受信機を用いて市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムです。